

令和 年 月 日

吹田市 長 宛

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

現場代理人兼任届

下記の工事について、現場代理人等を兼任しますので届け出ます。

記

1 工事名

2 現場代理人(氏名)

(年齢)

才

3 兼任する工事に関する事項(常駐又は専任を求められている工事は不可)

技術者等分類	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 (兼任する技術者等をチェックしてください。)
工事名	
請負代金額	円
工期	年 月 日から 年 月 日まで

技術者等分類	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 (兼任する技術者等をチェックしてください。)
工事名	
請負代金額	円
工期	年 月 日から 年 月 日まで

技術者等分類	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者 (兼任する技術者等をチェックしてください。)
工事名	
請負代金額	円
工期	年 月 日から 年 月 日まで

(注意事項)

1 他の工事の現場代理人又は主任技術者との兼任を認める要件

次の全ての要件を満たしている場合に限り兼任を認めます。

- (1) 予定価格が1,000万円未満の工事であること。
- (2) 兼任する工事の請負金額の合計が4,000万円未満であり、かつ、件数の合計が4件以下であること。
- (3) 兼任させようとする現場代理人が、請負金額1,000万円以上の現場代理人又は主任技術者でないこと。
- (4) 営業所における専任の技術者でないこと。
- (5) 兼任する工事が吹田市発注であり、かつ、現場が吹田市域内又は吹田市域に隣接している工事であること。
- (6) 入札通知等で兼任を認める工事である旨を明示した工事であること。
- (7) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。
- (8) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。

2 その他

- (1) 受注者は、常駐義務の緩和の趣旨をよく理解し、発注者との常時の連絡に支障をきたすことがないよう努めること。
- (2) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
- (3) 現場代理人を兼任する工事現場において、現場体制に不備が生じたり、安全管理の不徹底等により、発注者が、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がある、又は、発注者との連絡体制が確保されていないと判断した場合は、兼任の承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとする。
- (4) 上記に記載がない事項については、監督員の指示に従うこと。
- (5) 虚偽の記載があったときは、指名停止等の措置を行う場合がある。